立入禁止区域

南信－２

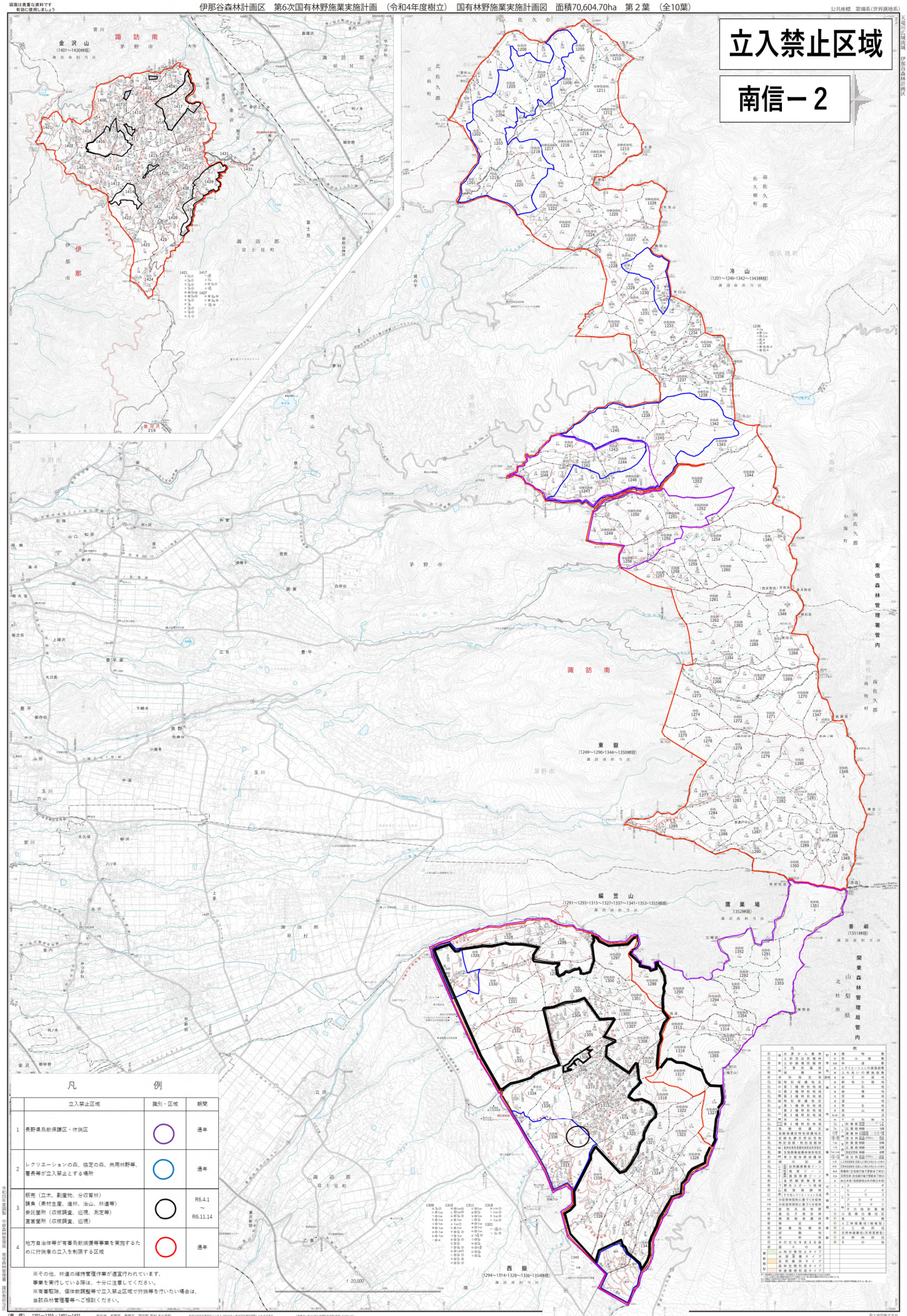

凡　例

	立入禁止区域	識別・区域	期間
1	長野県鳥獣保護区・休猟区		通年
2	レクリエーションの森、協定の森、共用林野等、審長等が立入禁止とする場所		通年
3	販売（立木、副産物、分収育林） 請負（素材生産、造林、治山、林道等） 委託箇所（収穫調査、巡視、測定等） 直営箇所（収穫調査、巡視）		R6.4.1 ～ R6.11.14
4	地方自治体等が有害鳥獣捕獲等事業を実施するために狩猟者の立入を制限する区域		通年

※その他、林道の維持管理作業が適宜行われています。
事業を実行している際は、十分に注意してください。
※有害駆除、個体数調整等で立入禁止区域で狩猟等を行いたい場合は、
当該森林管理署等へご相談ください。

本図は国土地理院発行の2万5千分の1地形図を縮小して作成した。
国土地図株式会社